

○鳥羽志勢広域連合振興費等交付規則

〔平成18年12月29日〕
規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例その他広域連合長が別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、広域連合長が交付する振興費等の交付の申請、決定等について、基本事項を定め、振興費等に係る予算の執行の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

（交付の対象団体）

第2条 振興費等の交付対象となる団体は、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）が起業する事業周辺の広域連合長が認める関係団体とする。

（交付の対象）

第3条 広域連合が起業とする事業の周辺の関係団体が行う環境整備及び地域振興活動等に充てる経費とする。

（交付の額）

第4条 関係団体が行う事業のうち、必要かつ適正と認められるものについて、予算の範囲内において交付するものとする。

（申請）

第5条 振興費等の申請は、関係団体の申請に基づき広域連合長がその交付を決定する。

（決定の取り消し）

第6条 広域連合長は関係団体が次に掲げるいずれかに該当した場合は、振興費等の交付の決定の全部及び一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により振興費等の交付を受けたとき。
- (2) 振興費等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他振興費等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

（振興費等の返還）

第7条 広域連合長は前条の規定により振興費等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関しすでに振興費等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第8条 関係団体は振興事業等により取得し又は効用の増加した不動産その他広域連合長が指定する財産を広域連合長の承認を受けずに振興費等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、関係団体が振興費等の全部に相当する金額を広域連合に納付した場合並びに振興費等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して広域連合長が認める期間を経過したときは、この

限りではない。

（その他の事項）

第9条 この規則に定めるもののほか、振興費等の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。